



SERIES TAINS 解体新書

TAINSと法令検索



谷 信洋〔麻布〕

はじめに

TAINSには、裁決や判決以外にも、現況調査の手引き、全国国税局長会議資料、調査に生かす判決情報などが収録されていますが、法律や政令などは収録されていません。

そこで、税法改正等で最新の法令等を調べたいときの例として「雇用者給与等支給額が増加した場合の特別税額控除（いわゆる所得拡大促進税制）」について、また、過去の法令を調べたい場合についてみていきましょう。

I TAINSの収録確認

TAINSには通達は収録されていませんが、法律、政令、規則などは収録されています。なお、現在「法令」区分に収録されている2,183件の法令は、今年度末に新しくなるTAINSシステムの試験用として収録しているもので、あくまで暫定的なものです。新しいシステムにも、現在のところ法令が収録される予定はありません。また、税務雑誌目次検索などにも、法令等の収録はありません。

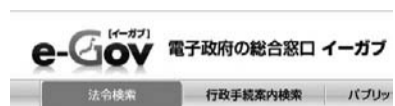
II 法令検索

1 イーガブ

<http://law.e-gov.go.jp/>

法令検索がよく使われているのは、総務省行政管理局が整備しているイーガブで、毎月1回程度の頻度で更新がされています。しかし、1か月程度のタイムラグがあるので、最新の法令を

参照したいときは、ネットの官報検索を利用すると便利です。



2 官報検索

<http://kanpoo.jp/>

官報検索は、1か月間の官報が全文検索できますので、イーガブに最新法令が収録されるまでの期間、必要な時は利用しています。



なお、実際の検索の際には、若干の工夫が必要です。例えば「租税特別措置法第42条の12の4」と入力してもヒットしません。「42条の12の4」の42と12は半角、4は全角で入力しなければなりません。また官報は縦組みなので、「租税特別措置法第四二条の一の四」と入力し、ヒットしない場合は「第四二条の一の四」というような入力上の工夫が必要です。

また、全文検索の特徴を生かし、法令の名称等を直接入力する方法も便利です。例えば「雇用者給与等支給額が増加した場合の特別税額控除」、又はもっと短く「雇用者給与等支給額が増加した場合」というように入力します。(図1)

3 インターネット版『官報』

<http://kanpou.npb.go.jp/>

インターネット版「官報」では、従来の直近30日間分に加え、平成24年4月1日以降の法律、政令等の官報情報をPDFで公開しています。

なお、昭和22年5月3日から当日発行分までの情報を常時利用する場合は、有料版の「官報情報検索サービス」を利用します。

III 旧法令の検索

TAINSで判例や裁決を検索した結果、その内容を確認する際に、旧法令を参照しなければならない場合がよくあります。現在の法令についてはイーガブがありますが、過去の旧法令を必要とする場合は、税務通信及びT&AmasterのWEB機能が便利です。

1 税研ウェブサービス

<http://www.zeiken.co.jp/db/db.html>

株式会社税務研究会の税研ウェブサービスを利用すると、年間契約ですが、約13年間の旧法令が参照できます。

2 T&Amaster

<http://www.e-hoki.com/ta/index.html>

T&Amasterは、本誌の購読をしている場合、追加料金の必要がなく、旧法令の参照ができます。また、改正前と現在の法令を比較して確認できる機能もありますのでとても便利です。T&Amasterを購読している方は、是非お試しください。(図2)

収録内容に関するお問合せはデータベース編集室へ

TEL: 03-5496-1416



図1

改正履歴表示	
所得税法	所得税法
<p>〔生命保険料控除〕 第七十六条 居住者が、各年において、生命保険契約等に係る保険料又は掛金(次項に規定する個人年金保険料その他の掛金を除く。以下この項において「生命保険料」という。)を支払った場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を、その居住者のその年の所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 一 その年中に支払った生命保険料の金額の</p>	<p>〔生命保険料控除〕 第七十六条 居住者が、各年において、新生命保険契約等に係る保険料若しくは掛金(第五項第一号から第三号までに掲げる契約に係るものにあつては生存又は死亡に基いて一定額の保険金、共済金その他の給付金(以下この条において「保険金等」という。)を支払ったこと若しくは(第三項に於いて「生存死で部分」という。)に係るものその他政令で定められるに類するものし、次項に規定する介護医療保険料及び第三項</p>

図2

これまでのご経験と実績。  
顧問先の経営改善に、  
もっと活かすべきです。  
顧問先もそれを望んでいます。

MJSは強力ツールACELINK NX-Proと  
顧問先業務システムとの連携で全面支援。

提案型会計事務所へ、  
MJSがバックアップ!

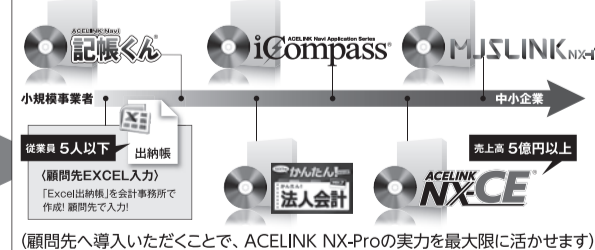
会計事務所向けERPシステム



経営提案できる会計事務所へ。  
自計化を推進し、顧問先ニーズに迅速対応。

顧問先の自計化により、記帳代行業務から脱却することが提案型会計事務所への第一歩。ACELINK NX-Proは顧問先の業務システムとデータ連動して、自計化を効果的に推進します。さらにNX-Proなら、経営分析・決算予測・資金繰り計画・利益計画のPDCAサイクルの確立により、実効性ある経営戦略の実施が可能。顧問先の視点から経営マネジメントを行うことで、実りある提案を実現します。

事業所・企業規模に合わせたラインアップ、MJSの顧問先向け業務パッケージ



(顧問先へ導入いただくことで、ACELINK NX-Proの実力を最大限に活かせます)



MJS

株式会社ミロク情報サービス  
東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 48 階 〒163-0648  
TEL.03-5326-0381 FAX.03-3343-5789

●ACELINK NX-Pro、ACELINK Navi 記帳くん、iCompass、MJSLINK NX-I、ミロクのかんたん! 法人会計、ACELINK NX-CEは株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。